

住宅用定期借地に係る土地（底地）の譲受人の公募について（事前のお知らせ）

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
アセット活用部 活用推進課

独立行政法人都市再生機構では、令和6年秋頃に、住宅用定期借地に係る土地※（底地）の譲受人の公募実施を予定しております（令和2年度より過去4回実施しております）。

※当機構の所有する宅地上に借地期間50年の定期借地契約を設定し、賃借人が自らの住宅を建設し居住している土地です。

つきましては、取得を検討される事業者様（一定の要件を満たす者に限り）におかれましては、当機構の定める秘密保持に関する確約書を提出いただくことで、当機構の定める一定の情報（公募に関する概要等）を事前提供させていただきますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 募集予定画地

約1,100画地

- ① 今回の募集は、一括での申込みとさせていただきます。
- ② 賃借人の土地（底地）買取りにより、公募実施時期には上記画地数から減少していることが見込まれます。
- ③ 賃借人の居住の安定確保を図る観点から、賃借人と当機構との間における契約内容をそのまま承継いただくことを前提に、住宅用定期借地に係る底地を適切に管理運営できる民間事業者等に対し、当該底地を譲渡することを目的としております。
- ④ 賃借人が居住中のため、現地への立入りはできません。

2 秘密保持に関する確約書の提出等について

取得を検討される下記の要件を満たす事業者様に限り、当機構の定める秘密保持に関する確約書を提出いただくことで当機構の定める一定の情報（公募に関する概要等）を事前提供させていただきます。

<取得を検討される事業者様の参加要件>

- ① 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受け、現に宅地建物取引業を営んでいること。
- ② 次のイ、ロいずれかの条件を満たす法人、若しくは、次のイ、ロいずれかの条件を満たす法人に、自己所有する戸建住宅又は集合住宅の管理運営業務の全般を委託している法人であると「表明保証」すること。
 - イ 戸建住宅又は集合住宅に関して、1に記載の画地数以上の管理戸数又は同等の管理業務の経験を有していること。
 - ロ 住宅を建設し譲渡する事業又は住宅の建設請負契約に基づき住宅を建設する事業に関して、

1に記載の画地数以上の戸数又は同等の事業実績を有すること。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第86号）により特別清算を行っていない者であること。

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者でないこと。

※上記①に該当することを証する書類をご提出いただきます。

※公募実施の際には上記の他にも入札参加者の資格要件があるため、上記を満たすことで入札参加者の資格要件があることを保証するものではありません。

3 公募に係る事前情報の提供の期間について

公募開始日の7日前までの期間において2に記載の秘密保持に関する確約書を提出した場合に限り情報提供いたします。（土日祝日は除きます。）

なお、郵送等による様式配布はいたしておりませんので、あらかじめ、下記連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階

東日本都市再生本部 アセット活用部 活用推進課

（電話）03-3347-4338

※平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

以 上